

○厚生労働省令第五十二号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

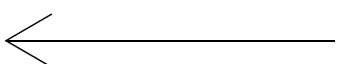
厚生労働大臣 加藤 勝信

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成三十一年」を「平成三十五年」に改める。

様式第五号を次のように改める。



雇用促進計画ー1

①計画期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初日の前日)	④うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の初日の前日)	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特に関係者数 (計画期間の初日の前日)	⑧うち計画期間の終了日において高齢被保険者である者の数	⑩労働者の目標増加数	⑫労働者の数 (計画期間の終了日)	⑭うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の終了日)	⑯うち使用人兼務役員及び役員の特に関係者数 (計画期間の終了日)	⑰労働者増加数 (⑫-⑭)	⑱うち雇用保険一般被保険者増加数 (⑭-⑯)-(④-⑥-⑧)	⑳過去2年間の事業主都合離職の有無	㉑事業所の廃止又は新設	㉒事業所の廃止又は新設を行った日
1(主たる事業所)														有・無	廃止・新設	月 日
2														有・無	廃止・新設	月 日
3														有・無	廃止・新設	月 日
4														有・無	廃止・新設	月 日
計				③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑮	⑰	⑲	㉑-1 ㉑-2			

㉓ 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。 はい 計画の名称 ()
 計画の期間(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)のうち 期目
 ※当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。
いいえ ※当該計画及び当該計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

㉔ ㉓の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者に限る。)の数(その数が㉑-2欄の数より大きい場合にあっては㉑-2欄の数)及び㉑-2欄の数から㉓の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(雇用保険一般被保険者に限る。)の数を控除した数(その数が0に満たない場合にあっては0)の合計数.....

ア 労働契約法(平成19年法律第128号)第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
 イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者でないこと。

㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙

㉕ ㉑-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数.....

㉖ ㉓の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(雇用保険一般被保険者に限る。)の合計数(ただし、㉕欄の数が上限).....

㉗ ㉓の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(雇用保険一般被保険者に限る。)のうち㉔欄に掲げるア及びイの要件に該当する者の合計数(ただし、㉕欄の数が上限).....

㉘ ㉖欄の数から㉗欄の数を控除した数のうち、㉖欄の数の4割に達するまでの数.....

㉙ ㉖欄の数から㉘欄の数を控除した数.....

<計画開始時> ※⑧欄、⑨欄、⑫～⑯欄及び㉑～㉙欄は、計画期間の終期に記入

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は法人名(代表者氏名) ㉚

所在地

担当者名及び連絡先

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		㉛	

計画開始時受付印

<計画終了時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は法人名(代表者氏名) ㉜

所在地

担当者名及び連絡先

(所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		㉝	

計画終了時確認印

※受付公共職業安定所名

(様式第5号) (第2面)

〔記入上の注意〕

- (1) 計画期間の始期においては、①欄から⑦欄、⑩欄、⑪欄及び⑫欄を記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。
- (2) 計画期間の終期においては、⑧欄、⑨欄、⑫欄から⑭欄及び⑮欄から⑰欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。
- (3) ②欄、④欄及び⑥欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。
- (4) ⑥欄及び⑬欄の「使用者兼務役員及び役員の特典関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特典関係者をいいます。「役員の特典関係者」とは、(1) 役員の親族、(2) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、(3) 左記(1)(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人、(4) 左記(2)(3)と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。
- (5) ⑧欄には、④欄の数に含まれる者のうち計画期間の終了日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条の2第1項に規定する高齢被保険者である者(計画期間の終了日において、引き続き当該事業主に雇用されている者に限り、⑥欄の数に含まれる者を除く。)の数を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。
- (6) ⑩欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑪欄には⑩欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画-2(求人申込み見込み)」に必要事項を記載してください。
- (7) ⑫欄、⑭欄及び⑯欄には計画期間の終了日の数を記載し、⑬欄、⑮欄及び⑰欄にはそれぞれの数の合計数を記載してください。
- (8) ⑱欄には⑫欄の数から②欄の数を控除した数を記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。
- (9) ⑳欄には⑭欄の数から⑯欄の数を控除した数から、④欄の数から⑥欄の数及び⑧欄の数の合計数を控除した数を控除して記載してください。また、㉑-1欄には㉑欄の数を合計した数を、㉑-2欄には㉑の計画の対象となっている事業所における㉑欄の数を合計した数を記載してください。
- (10) ㉒欄には、計画期間の初日から起算して1年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の終了日までの間における事業主都合離職(雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するもの)の有無について記載してください。
- (11) ㉓欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には「はい」の欄に、そうではない場合には「いいえ」の欄に を付けてください。
「はい」の欄に を付した場合には、「計画の名称」欄に、その計画の名称を記載するとともに、その計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付けてください。また、「計画の期間」の欄に、その計画の計画期間を記載するとともに、①欄の計画期間が、㉓欄の計画の何期目に当たるのか記載してください。提出する際には、その計画及びその計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。
- (12) ㉔欄には、㉑欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でない労働者(計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。)の数(その数が㉑-2欄の数より大きい場合については㉑-2欄の数)及び㉑-2欄の数から㉑の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(雇用保険一般被保険者であって、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。)の数を控除した数(その数が0に満たない場合については0)の合計数を記載してください。
- (13) ㉕欄には、㉑-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- (14) ㉖欄には、㉑欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者(計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。)の数の合計数(ただし、㉕欄の数が上限)を記載してください。
- (15) ㉗欄には、㉑欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でない労働者であり、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数(ただし、㉕欄の数が上限)を記載してください。
- (16) ㉘欄には、㉖欄の数から㉗欄の数を控除した数と、㉖欄の数に十分の四を乗じて得た数(その数に1未満の端数がある時には、これを切り捨てるものとする。)のいずれか少ない数を記載してください。
- (17) ㉙欄には、㉕欄の数から㉖欄の数を控除した数を記載してください。
- (18) 計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人事業主又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

雇用促進計画－2 (求人申込み見込み)

番号	事業所の名称	雇用保険 適用事業所番号	期間中の労働者の 求人数見込み	うち雇用保険一般 被保険者の求人数 見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1							有・無		
2							有・無		
3							有・無		
4							有・無		
5							有・無		
6							有・無		
7							有・無		
8							有・無		
9							有・無		
10							有・無		

(注意)

労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－1」の⑩欄に対応させて記載してください。単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件等が異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記載してください。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に雇用対策法施行規則附則第八条第一項に規定する雇用促進計画の期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出について適用し、施行日前に当該期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出については、なお従前の例による。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。